

西会津町農業委員会

第 1 3 回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和 6 年 8 月 2 0 日

西会津町農業委員会

第 1 3 回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 6 年 8 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
場 所 西会津町役場 3 階 大会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

(農業委員)

会 長 12 番委員 江川 新壽

委 員

1 番委員 五十嵐新正 2 番委員 三留弘法 3 番委員 岩原 稔
5 番委員 江川政次 6 番委員 新田良一 7 番委員 佐藤健一
8 番委員 星 敬介 10 番委員 武藤佐代子

(推進委員)

6 番委員 長谷川辰男

4 本日の総会に欠席通告した委員

(農業委員) 4 番委員 坂井康司 9 番委員 赤城タカ子
11 番委員 三瓶常夫

5 総会に出席した職員等

事務局次長 齋藤 賢

事 務 局 員 井上 慎人

(開 会)

○議長

みなさん、おはようございます。全員揃いましたので始めたいと思います。連日連夜暑い日が続きます。健康管理には十分気を付けていただきまして仕事をしていただきたいと思います。

これより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して9名が出席しております。したがって会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第13回西会津町農業委員会総会」を開会いたします。

本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、3番・岩原稔委員、7番佐藤健一委員にお願いいたします。

○議長

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

（主要業務について報告する。）

○議長

ただいま事務局から「主要業務報告」について説明がありました。委員各位の質問、意見をお願いしたいと思います。

○議長

ございませんか。ないようですのでこれで質問を終わります。

○議長

続きまして、会議次第 4. 付議事件に移ります。

○議長

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項による許可申請に対する処分について」これを議題とします。

それでは事務局から説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有権移転）

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされました長谷川推進委員に報告を求めます。

○6 番 長谷川辰男 推進委員

それでは議案第 1 号の報告を申し上げます。

8 月 8 日木曜日に現地調査を行いました。調査の結果につきましては、資料 5 8 頁にあります調査報告書の通り特に問題はありませんでした以上です。

○議長

事務局並びに推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。

○議長

質問ございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。それではこれより討論を行います。討論ございませんか。討論なしと認めます。これ

で討論を終わります。

これより議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について採決いたします。お諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（使用貸借権の設定）

○議長

事務局の説明が終わりました、続きまして現地調査をされました長谷川辰男進委員に報告をお願いいたします。

○6番 長谷川辰男推進委員

8月8日木曜日、同じ地区なんですけど。現地調査の結果申請のありました農地は周囲を住宅に囲まれた農地であり転用によって周辺農地に与える影響はないことから特に問題はありません。以上です。

○議長

ただいま事務局並びに現地調査された長谷川推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。

○議長

質問ございませんか。質問ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」採決をいたします。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第3号「土地の現況確認について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認）

○議長

事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査をされました長谷川推進委員の報告を求めます。

○6番 長谷川辰男 推進委員

それでは議案第3号の報告をいたします。今ほど事務局から説明あったとおり、申請のありました字山本については大型機械の侵入口がなく現在は原野となっております。また字藁田については杉林となっていることから今後農地として活用することは困難であると考えられます。以上です。

○議長

只今、事務局並びに現地調査されました長谷川推進委員に報告いただきました。それではこれより質疑を行います。

質問ございましたら挙手をして質問してください。

○議長

質問ございませんか。質問がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。それではこれで討論終わります。

これより議案第3号「土地の現況確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号「土地の現況確認については」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第4号「農地法農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問ございましたらお願いいたします。

○議長

ございませんか。無いようですのでこれで質疑を終わります。

それではこれより討論に移ります。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を採決します。

お諮りをいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

続きまして、次第 5. その他 に移ります。

○議長

(1)「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について事務局の説明をお願いします。

○事務長（齋藤事務局次長）

資料を基に説明

○議長

事務局の説明が終わりました。本県農業の発展に向けた要請に関する組織検討についてみなさんから何かご意見要望等がございましたらお願いをしたいと思います。

○7番 佐藤健一（農業委員）

意見ではなく。お尋ねしたいのですが、農業そして農地の困難な行政の下で山積する課題への対応が必要な事からそれらの問題点等が網羅されているものととらえていたところです。そこで気になったのが毎年この取り組みが行われているわけですが、昨年度と要請書の内容、文言等ではなく项目的に進展が図られて削除されたあるいは情勢の変化を踏まえて新たに項目が追加されたことでの変更点等がお分かりでしたらお教えいただければ有難い。こういった作業事前に資料の送付を受けていたわけですから委員として自身それらの作業を行ってくるべきだったんですが、そこまで至らなかったものですから恐縮ですがお示しいただければ有難い。以上です。

○事務局（齋藤事務局次長）

変更点については把握しておりませんが、予算等については配分が変わったり政策等が変わったりしてますので、少なからずとも要望が影響しているもと

だと思われます。今ここで変更箇所について回答することは出来ませんので、昨年度のものと比べて後日お知らせしたいと思います。

○議長

そのほかございませんか。

○2番 三留弘法（農業委員）

お聞きしたいんですが、今私が借りている農地を買ってもらえないかという話しが出ているが、個人で土地を買うときは制限がありますよね。その制限が緩和されるという内容のようですがそれはいつぐらいからですか。

○事務局（齋藤事務局次長）

農地を買う際に、今までは30a以上所有していないといけないという下限面積要件がありましたが現在はその要件は撤廃されており、農地を持っていない人でも新規に農地を買う事はできますが、あくまでもその購入者が農地として使用するということが前提ですので、農地を持っていない人が農地を買いたいと窓口に来た際には下限面積の要件はないですが、とりあえず2、3年ぐらい借りて耕作をしてみてから購入することを勧めています。

この要望書の6頁では制限の撤廃を要望するものではなく下限面積要件の撤廃により投機目的での農地の取得等に関して農業委員会が容易に違反状態にあるかどうかを確認できる仕組みを構築することを求める要望書となっております。

ですので、三留委員が土地を購入するに当たっては個人としてなのか法人としてなのかによっても違いますが、個人として買うには特に問題ないと思われますが、法人として買う場合にはその法人が土地を持てる法人であるか否によって買えるか買えないのか違ってきます。

○議長

そのほかございませんか。特にないようですので、西会津町では意見なしという報告でよろしいでしょうか

(異議なしの声あり)

○議長

それではそのような報告をお願いします。

○議長

それでは「(2) 当面の日程について」事務局の説明を求めます。

○事務長 (齋藤事務局次長)

(事務局より当面の日程について説明)

○議長

続きまして、「(3) 次回総会開催日について」事務局の説明を求めます。

○事務局 (齋藤事務局次長)

(事務局より説明) 資料を基に説明

○議長

次回総会については9月20日(金)2階会議室で午前10時からです。
よろしくお願いします。

○議長

「(4) その他」。その他、皆さんからなにかございませんか。
事務局からその他ございましたらよろしくお願いします。

○議長 他になければ以上で本日予定されていた案件は全て終了しました。

○議長

これで「第13回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。